



専門委員会規程

第1条〔趣 旨〕

本規程は、Wリーグ規約第5条第2項に基づき、各専門委員会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

第2条〔組織・運営〕

- (1) 各専門委員会は、それぞれ委員長および委員数名をもって、これを組織する。
- (2) 各専門委員会の委員長および委員は、バスケットボールに関する知識を有する者、または学識経験者の中から、理事長が任命する。
- (3) 各専門委員会は、委員長がこれを招集し、議事その他の会務を主宰する。
- (4) 委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。
- (5) 各専門委員会の組織および運営に関する詳細については、理事会が定める規程又は規則による。

第3条〔委員の登録〕

(1) 各専門委員会の委員長および委員に関する次の事項は、Wリーグが管理する「専門委員会名簿」に登録する。

- ①氏名および住所（連絡先）
- ②任期
- ③職業および勤務先
- ④その他の必要事項

(2) 各専門委員会の委員長および委員は、前項記載の事項に変更が生じた場合には、遅滞なくWリーグに届け出なければならない。

第4条〔任 期〕

- (1) 各専門委員会の委員長および委員の任期は2年とする。ただし、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 各専門委員会の委員長および委員は、再任されることができる。

第5条〔各専門委員会の所管事項〕

各専門委員会の所管事項は、別表1に記載するとおりとする。

第6条〔各専門委員会の職務〕

- (1) 各専門委員会は、その所管事項に関し、次の事項を行う。
 - ① 所管事項およびこれに付帯関連する事項に関する調査、研究
 - ② その他理事長から特に指示された事項
- (2) 複数の専門委員会の所管事項に関連する事項については、理事長がこれを調整する。

第7条〔議事録〕

各専門委員会の議事経過の要領および結果は、議事録に記録しておかなければならない。

第8条〔事務局〕

各専門委員会は、その事務を処理させるため、事務局を置くことができる。

第9条〔細 則〕

各専門委員会は、その所管事項の処理に関し必要な細則を定めることができる。

第10条〔改 正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第11条〔施 行〕

本規程は、令和4年10月17日から施行する。

〔制 定〕

令和4年10月17日

〔別表1〕 所管事項

専門委員会の名称	所管事項
1. 裁定委員会	① 定款、Wリーグ規約およびこれに付随する諸規程（以下併せて「本規程等」という）に対する違反行為（競技および競技会に関するものを除く）について、調査、審議および懲罰案の理事会への答申 ② 本規程等に関連する紛争の解決
2. 規律委員会	本規程等に対する違反行為のうち競技および競技会に関するものについて調査、審議および懲罰案の理事会への答申
3. コンプライアンス委員会	① Wリーグ役職員へのコンプライアンス教育の計画・実行 ② 裁定案件が発生した場合の調査、裁定委員会開催への準備 ③ 裁定案件に至らない軽微な事例への対処